

福岡県オフィス整備促進補助金（事業概要）

1. 事業目的

企業の本社等のオフィス立地の受け皿として、市町村が行う公的遊休施設の整備に対する助成を行うことにより、県内各地域における若者や女性の雇用創出を図るもの

2. 交付対象

県内全市町村

3. 対象事業

企業の入居のために市町村が行う公的遊休施設の整備

◎対象企業：次のいずれかに該当する企業

- ①コールセンター業、②ソフトウェア業、③情報処理・提供サービス業、
- ④デザイン業、⑤機械設計業、⑥インターネット・データ・センター、
- ⑦その他全業種（本社に限る）【今回追加】

◎本社の定義：下表のいずれかに該当する業務施設

区分	説明
事務所	次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの
	イ 調査及び企画部門 事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門
	ロ 情報処理部門 自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門
	ハ 研究開発部門 基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門
	ニ 国際事業部門 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
	ホ その他管理業務部門 総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門
研究所	企業の研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	企業の人材育成において重要な役割を担うもの

◎公的遊休施設：市町村が所有する施設のうち、現に使用されていない施設

※施設の一部が使用されていない場合を含む。

※専ら賃貸を目的とする施設については対象外。

4. 補助対象経費

上記対象事業に係る整備経費のうち、以下の経費（工事の施工に直接要する経費に限る）

- (1) O Aフロアの敷設
- (2) パーテーションの設置
- (3) 入退室セキュリティ設備の導入

5. 交付要件

- (1) 企業の入居が確実であること
- (2) 県内移転の場合、規模の拡大を伴うものであること
- (3) 企業の責めに帰す事由により入居から5年以内に企業が撤退する場合において、市町村の整備費用の一部（県補助金含む）を返還することについて、企業と市町村とで取り決めを交わすこと

6. 交付額

補助対象経費の1/2以内（限度額10,000千円）

7. 予算額

16百万円（平成28年度当初予算）